

## 単身入居要件

次のいずれかに該当する者は、単身であっても市営住宅入居の申込みをすることができます。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除くものとします。

- ① 60歳以上の者（申込み日での年齢）
- ② 障害者で次のいずれかの手帳等の交付を受けている者
  - ・1級～4級の身体障害者手帳
  - ・1級～3級の精神障害者保健福祉手帳等
  - ・**㊤**、A、B又はCのみどりの手帳等
- ③ 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別症項から第6項まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者）
- ④ 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者である者
- ⑤ 生活保護受給者又は中国残留邦人等に対する支援給付受給者である者
- ⑥ 海外引揚者である者（本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない者）
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等である者
- ⑧ DV被害者である者（配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で保護が終了した日または、裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していない者）